

様式第 11 (第20条関係) (昭55通産令33・昭56通産令58・平4通産令42・平13経産令13・平19経産令26・平27経産令6・一部改正)

要 約 書

[備考]

- 1 すべての用紙には、アラビア数字により請求の範囲の最後の用紙に付した番号の次の番号から始まる連続番号を用紙(余白部分を除く。)の上端又は下端の中央に付する。
- 2 要約書には、その要約書に係る国際出願を先行技術として調査する必要性の有無を判断するための選別手段として利用することができるよう、請求の範囲に記載されている発明の属する技術分野、その発明が解決しようとする技術的課題及びその解決方法の要点並びにその発明の主な用途を明りように記載する。
- 3 要約書は、可能な限り簡潔に記載する。(英語に翻訳した場合、50語以上150語以内であることが望ましい。)
- 4 主要な技術的特徴であつて図面に記載されているものを要約書に記載するときは、かつこ付きの引用符号を付する。
- 5 要約書には、請求の範囲に記載されている発明の不確実な効果又は用途について記載してはならない。
- 6 その他は、様式第1の備考1から4まで、6、7、20及び21並びに様式第8の備考2から6まで及び10と同様とする。この場合において、化学式若しくは数式又は表を正しく配置するために必要であるときは、用紙は、横長に用いてもよい。用紙を横長にして用いた場合には、当該用紙は、化学式若しくは数式又は表の上端が用紙の左側になるように縦長にしてとじる。